

平成二十二年六月二十八日 午前十時開議

△開 議

○事務局長（有江喜久雄君） 御起立ください。一同、礼。

○議長（兼田勝久君） これから本日の会議を開きます。

会議はお手元に配付してあります日程により議事を進めます。

- △日程第一 議案第四五号政治倫理の確立のための始良市長の資産等の公開に関する条例制定の件
- △日程第二 議案第四六号始良市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の件
- △日程第三 議案第四九号始良市監査委員の選任について議会の同意を求める件
- △日程第四 議案第五〇号始良市監査委員の選任について議会の同意を求める件
- △日程第五 諮問第一号人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- △日程第六 諮問第二号人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- △日程第七 諮問第三号人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- △日程第八 議案第三一号平成二十二年始良市一般会計予算
- △日程第九 議案第三二号平成二十二年始良市国民健康

- △日程第一〇 保険特別会計事業勘定予算
- △日程第一〇 議案第三三号平成二十二年始良市国民健康保険特別会計施設勘定予算
- △日程第一一 議案第三四号平成二十二年始良市後期高齢者医療特別会計予算
- △日程第一二 議案第三五号平成二十二年始良市老人保健医療特別会計予算
- △日程第一三 議案第三六号平成二十二年始良市介護保険特別会計保険事業勘定予算
- △日程第一四 議案第三七号平成二十二年始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定予算
- △日程第一五 議案第三八号平成二十二年始良市簡易水道施設事業特別会計予算
- △日程第一六 議案第三九号平成二十二年始良市農業集落排水事業特別会計予算
- △日程第一七 議案第四〇号平成二十二年始良市地域下水処理事業特別会計予算
- △日程第一八 議案第四一号平成二十二年始良市農林業労働者災害共済事業特別会計予算
- △日程第一九 議案第四二号平成二十二年始良市土地区画整理事業特別会計予算
- △日程第二〇 議案第四三号平成二十二年始良市水道事業会計予算
- △日程第二一 議案第四七号始良市営単独住宅条例の一部を改正する条例の件

△日程第二二 議案第四八号木津志辺地に係る公共的施設の
総合整備計画変更の件

△日程第二三 請願第一号「三十人以下学級実現、教員賃金
改善、義務教育費国库負担制度拡充を求める
意見書」の提出についての請願書

△日程第二四 陳情第四号自主共济制度の保険業法適用除外
を求める意見書の提出を求める陳情書

△日程第二五 陳情第五号(仮称)始良市中央弓道場設置に
ついて

○議長(兼田勝久君) 日程第一、議案第四五号から日程第二二、
議案第四八号までの総括質疑の途中でしたので質疑を継続します。

まず、一六番、東馬場弘議員の質疑を許します。

○一六番(東馬場弘君) おはようございます。通告に従いまし
て、まず要旨一からまいりたいと思いますけども、要旨一の市長の
給与の二〇%削減の公約につきまして、この件につきましては市長
の選挙公約の一つとして市民に対しまして大きなアピールとなりま
した。これが一つの当選につながったと思いますが、私は市長の給
与の二〇%削減は条例改正の提案が今回の定例会に提出されると思
いましたが、提出されませんでした。今回の条例改正がないとすれ
ばいつになるかお答えください。

次に、要旨二ですけども、市長の施政運営の理念で、「県内で一
番暮らしやすいまち始良市」の実現についてですが、先日の提案理
由の説明の中に、この県内で一番暮らしやすいまち始良市の実現の
文言が三回も出てくるんですけども、市長の意気込みは評価しま
すけども、目標ではなく実現という文言になっておりますが、実現と

なりませんと始良市がどのような位置になるのか、何を基準に県内
一番暮らしやすい町始良市の実現とするのか、お答えください。

続きまして、要旨三につきまして、先ほど要旨一でも言いま
したけども、これも市長の選挙公約でありました。

小学校修了前までの医療費全額助成という政策でございますが、
全額助成は大変結構なことで、対象者は非常に助かると思いが
すが、条例改正はいつになるのか。また、一番気がかりなのは財源です
が、どうしますか。お答えください。

この件については先日の答弁でもありましたけど、お答えをお願
いします。

続きまして、要旨四についてですが、生活保護援護者といいま
すか、受給者といえますか、に対する取り組みについてございま
すが、扶助費が十五億三千八百万円余りとなっておりますが、始良市の
福祉事務所としての初めての取り組みですから、具体的にその対策
を、取り組みですね、示していただきたいと思えます。

最後の要旨五についてでございますが、資源物収集について、体
制についてでございます。これも先日ありましたけども、それぞれ
旧三町によって違いがあります。統一はなかなか難しいと思われ
ますけども、いつまでもこのばらばらの状態ではいけないと思いま
すが、旧三町のどの方式でいくのか、あるいは当分の間このままの状
態が続くのかお聞きしたいと思いますので、答弁よろしく願いま
す。

以上で、一回目の質問を終わります。

○議長(兼田勝久君) 市長。

○市長(笹山義弘君) 東馬場議員の御質疑にお答えいたします。

初めに、一般会計予算についての御質疑にお答えします。まず、給与の二〇%削減の公約はどうかとお尋ねでございますけれども、この件につきましてはマニフェストに掲げており、副市長の選任を含めた新市執行体制を固めた上で調整し、必要に応じて特別職報酬等審議会への諮問及び行政改革推進委員会の進展状況を考慮に入れながら条例の提案を行う予定であります。

次に、県内で一番暮らしやすい始良市の実現は、何を基準に県内で一番とするのかとの御質疑についてお答えいたします。

一番とは、暮らしやすさを追究するための心の中の抽象的な目標であります。市民個々の意識の中にある最上のもの、一番に向かって行政や市民一人ひとりが暮らしやすさのために協力、努力するという意味であります。この一番の言葉は市民の心を一つにできる目標となり得ると考えております。

一番の基準は、市民各個人が安心して穏やかに暮らせる町について実感できることであると考えております。そのため、市民の皆様御意見を直接・間接的に聞き出すことで、実感の度合いを感じてまいりたいと考えております。

次に、医療費自己負担額全額助成条例の件についてお答えいたします。

堀議員にもお答えしましたとおり、平成二十三年一月診療分から助成対象の年齢を、これまでの小学校就学前である六歳から小学校修了前である十二歳までに拡大し、一部負担金の全額を助成できるよう乳幼児医療費助成システムの改修等に要する期間も勘案して、本年九月議会において条例改正案を上程したいと考えております。

なお、財源につきましては、県費補助金と一般財源であります。

次に、生活保護扶助費についてお答えいたします。要保護者に対する具体的な取り組みについては、保護請求権の無差別平等の原理と申請保護の原則に則して対処しているところでございます。

保護申請に対する審査方法につきましては、湯川議員にお答えしましたとおりであります。生活保護の相談があった場合、生活保護制度の内容について十分な説明を行い、申請の意思が確認されれば申請書をお渡しし、記載方法等についてもあわせて説明を行っております。

また、生活保護の申請書につきましては、総合支所でも受付を行っております。

なお、生活保護は最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としておりますので、資産調査等とあわせて、生活困窮に陥った原因や年金など、他法他施策の可能性、病状調査による稼働能力の把握などを行い、その世帯の自立に向けての援助方針を策定し、指導、助言していくこととしております。

次に、資源物収集体制の一元化につきましては、さきの里山議員の御質問にお答えしましたとおり、資源物の分別種類はほぼ同じであります。出仕方、回数を統一するための検討が必要であると考えております。

以上、お答えいたします。

○一六番（東馬場弘君） 一般質問ではございませんので、ちょっと質問してからもう終わりたいと思っております。

まず、副市長の選任についてでございますけれども、選任につきましては九月の定例会に提案されるというふうな理解していいのかわかりかね。その場合、この二〇%削減は市民に約束したわけですから、

本当は五月にさかのぼってでも実行すべきじゃないかというふうには私には考えるんですが、その点についてお答えください。

その場合、先ほどの答弁書の中には、副市長の選任を含めた新体制ということをごさいますけども、そうなりますと、副市長、教育長もこの削減の対象になるのか、この点をちよっとお伺いしたいと思います。

次に、要旨二のほうですけども、一般的にこの実感となりますと、いわゆる安心・安全であるとか、人と人との交流が盛ん、そして行政改革が済んでると、それで税金が安い、行政サービスが行き届いているというのが、一応暮らしやすさを実感すると思うんですけども。答弁書によりますと、実現ではなく、抽象的な目標ですがという言葉もあるんですけども、実現と目標は違いますが、その点でもう一回お答えください。

それと、この答弁書の最後のほうに、市民の意見を聞いて実感の度合いを感じてまいりたいとあるんですけども、これは市長が感じるのかですね。やっぱり市民が感じないといけないんですけども、感じとして市長がその実感を感じたいというふうに答弁書で書いてありますので、その点についてお答えをお願いします。

次、三番目の、先日堀議員の答弁でもありましたので、一応は了解しますが、この約一億五千万ということやっただと思えますけども、数字が違ったらまた後で教えてください。この財源ですけども、県費と一般財源で賄うとありましたけど、この割合ですね、割合をちよっと教えてください。

次に、生活保護の関係ですけども、実はこの生活保護の件で国民年金受給者ですね、この方、大体満額で約七万弱だと思えますけど

も、この生活保護受給者、全然例えは違うんですけども、整合性をどうやっば対処していくのかですね。やっぱり年金受給者から、生活保護者の方は非常に恵まれているというふうに見えるもんで、そこから、その点の指導をどうしていくのかですね、そのところお答えください。

それと、この支給基準ですけど、支給の基準ですね。厚生労働大臣が定める基準があると思うんですけども、最低生活費ですね。これはどれぐらいが最低生活費として認められているのかですね、この点と。あと保護の種類と、せんだっての質疑であったとき答弁があったと思うんですけども、この保護の種類と内容がわかればお示しください。

最後の資源物の件でございますが、一元化のため、今までも調査研究をされてきたのか、またこれからしていくのか、その点についてお答えいただきたい。

以上です。

○市長（笹山義弘君） まず、市長の給与の削減の問題でありまして、けれども、このことは原課の市を取り巻く財政状況が決して県内でも豊かなほうであるということではなく、今後とも厳しい状況が見込まれるということを考えましたときに、まず財政改革を推進するに当たっては、まず首長たるもの、その範を示すということが必要かということで公約の中に掲げております。

しかしながら、阿久根市の事例にもありますように、一方的に市長が自分ですべてを決めて諮るということになりますと、市民の同意を得る、その行政改革を図るについては一番その議員の皆様もそうですが、市民の皆様の同意、そして職員の協力もいただかなければ

ばならないということがあります。そのような意味から、それらの環境を整えつつ、時期が参りましたら条例を提案させていただきたいというふうに考えております。

また、県内一で暮らしやすい、この実感ということでありませけれども、やはり市の目指す方向といたしまして、この始良市というのは先般らいが申し上げておりますように、鹿児島県の中でも位置的優位性、それからいろいろな事業所、学校等々のことを考えますと、これほど恵まれた市はないわけでありませ。そういう意味から、これをさらに伸ばして鹿児島県一を目指すという方向をお出しすることによりまして、市民及び職員皆さんの目指す方向が明確になることによりまして、共生共同の社会の実現がより具現化されるというふうに私は考えているところでございます。

乳幼児医療の問題につきましては具体的数字がございますので、担当に答えさせませます。

それから、生活保護のあり方の問題等々に御質問がありますけれども、この国民年金の受給者との生活保護世帯のあり方等々については、元来こういう問題は国レベルでしっかりと御審議いただく問題であろうかと思ひます。市といたしましては、その法に基づいて、この公平・公正な立場でこの執行をしていくということについては変わりはございません。これら基準等々については担当から答弁させませます。

資源物の一元化についてでありますけれども、この作業を推進するについては、何といたしまして市民の御協力なくしてはできる作業ではございません。したがって、ただいまいろいろと調査等を進めております。それらのこと、それから、このことにつきま

ては自治会等の御理解もいただかなければならないということを考えましたときに、市に与えられた責務といたしまして、このごみ問題のみならず、自治会のあり方等々のことをいろいろと協議進めてまいらなければなりません。それらすべてをいろいろと広範に判断した上で、またお示ししたいというふうに思ひます。

言葉の足りない点は担当から答弁させませます。

○議長（兼田勝久君） 市長、副市長や教育長が対象になるのかちゅう答弁は。続けてください。

○市長（笹山義弘君） 続けて、答弁漏れがございましたのでお答えいたします。

その市長給与の削減の問題、環境等がそのように整ってまいりましたら提案申し上げますけれども、当然その時期になりましたら、副市長、教育長にも相談の上、提案するということになってこようと思ひます。

○福祉部長（谷山昭平君） 乳幼児医療と生活保護の関係につきまして説明申し上げます。

まず、乳幼児医療につきましては、今回の試算でいきますと、県費補助の割合が大体一七％程度というふうに見込んでおります。

次に、生活扶助の関係につきましては、ただいま市長のほうから答弁がございましたが、一応種類としては扶助で八種類ございます。生活扶助、住宅扶助、教育扶助等でございます。答弁にもありますように、国の基準に基づきまして、福祉部のほうにケースワーカーがおりますので、詳細なる面接をしまして、国の基準と照らし合わせまして支給をしております。

そこらのまだ最低生活費の関係と年金の金額との関係、これにつ

きましては担当課長に詳しく説明させます。

以上です。

○福祉部社会福祉課長（久保博文君） 社会福祉課長の久保と申します。答弁をいたします。

先ほど、厚生労働大臣が定めている基準はどのようになってるかということがあったかと思えますけれども、憲法で定める最低限の生活費を算定するための基準額ということでございまして、生活様式や物価等を考慮いたしましたして、全国を六つに区分をいたしまして、それぞれ級地というものが分かれておりまして、それぞれに基準額が定められております。

ちなみに、始良市につきましては三級地の一という区分になっております。この区分をもとにしまして、生活扶助基準額の第一類費と第二類費、それからその家庭の状況、つまり母子世帯とか高齢者世帯とかいうようなことで区分けをいたしまして、母子加算とか介護保険料加算等がございます。このほか住宅や教育扶助基準を合算をいたしまして計算するというところでございまして、今申し上げましたようなことで、具体的に個々のケース、今想定して幾らですよというような基準を示すことは大変難しいんでございますけれども、例えば標準的に三人世帯、三十三歳の男子と二十九歳の女子、それに四歳の子どものような場合における始良市での三級地一の全体の保護費を算定いたしますと、月額十七万七千四百八十円程度になるかというように試算できるところかなと思っております。

以上です。

○一六番（東馬場弘君） 中身については深く追究しませんけど

も、ただ、やっぱり市長の二〇％削減の件と、この要旨二の件につきましては、やはり市長、市民に約束したわけですから、なるべく市長の分につきましては早いうちに、いわゆる時期が来たらじやなくてですね、示していただきたいというふうに、これは市民の願いだと思えます。ですので、補正でも組んでもらえたらと思えます。

次に、二番目の件ですけども、やっぱり実現でなくてやっぱり目標ということですので、そういった目標でしていくように努力していただきたいというふうに思いますけど。もう一回その二点について答弁していただきまして終わらせたいと思います。

○市長（笹山義弘君） 私には選挙に立つに当たりまして、選挙公約を幾つか出しておりますが、そのことは実現に向けて努力するということであります。したがって、この二〇％削減の公約については先ほど来申し上げますように、いろいろの整備を図りまして、この一番の目標は、私は選挙民にただ約束をしたということではなくて、一番の目的は財政改革でありますから、その財政改革を図る上で、効率的なまず首長たるものがその範を示すということでありますから、この行財政改革ということについては当然議会の皆様にも相談するというのも項目にあるかもしれませんが。それらを総合的に判断いたしましたして、そのような施策を推進することになってまいりますと、その市長の決断としてそのようなお示しをするということであります。したがって、一期四年の中でどのように図っていくかということについては、市長の判断にゆだねられていくというふうに判断いたしております。

また、県内一番をを目指す、これは目標であると。確かに目標でありますけれども、目標が実現できずと達成で、実現であります

ので、あくまでもそのような気持ちで、また職員にもそのような仕事を図っていただきたいということでありますので、今後ともそのような気持ちで取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（兼田勝久君） これで東馬場弘議員の質疑を終わります。

次に、二九番、森川和美議員の質疑を許します。

○二九番（森川和美君） 私の質問になりましたけれども、あつ、質疑になりましたが、私の質疑の内容において、大分明らかになつた部分等もございしますが、せつかく質疑六項目出しておりますので、随時お尋ねをしていきたいと思ひます。

さらに一般質問形式になる部分があるかもしれませんけれども、そこは一つ御理解をしていただいて、答弁を願ひたいと思ひております。

なぜかといいますと、我々が今回質疑に対しても通告制をとつておるといふことで、それぐらいは多目に見ていただきながら、お答えを願ひたいと。前置きをして質疑に入りたいと思ひます。

それと、一般会計ほか特別会計につきましては、一般質問やあるいは委員会付託でございしますので、私は施政方針についてのことをお尋ねをいたしております。

まず、一点目が市民の目線で考え、より質の高いサービスを提供するとあります。具体例を示していただきたい。また、財政という観点から住民負担をどのように考へているかということもございします。

二番目がマニフェストに関する予算化については、条例などの整備が必要ということから、来年度以降に本格的に実施をしていきたいというふうにございします。ということでもありますれば、一年目に

やる項目、二年目、三年目、任期中にどの程度の公約を果たすおつもりかお知らせ願ひたいと思ひます。

三番目、まちづくりについては市長は活力を維持し、さらに高めていくために、財政的に厳しい中にあつても、県内で一番暮らしやすい町始良市実現に向けて、将来を見通した投資を行うとございします。この町や産業の形態、人々の暮らし向き、あるいは市民のニーズ、年齢の構成、さらには地域間の格差等々を考慮して分析して、課題を決めて、何を優先して予算上でどのような形であらわれているか、お尋ねいたします。

また、その際に財政の改革と財政の支出、これは非常に今Gエイトあたりでも議論になっておりますが、この両面をどのようにとらえているか、お答え願ひたいと思ひます。

四番目に、財源確保については厳しい財政状況ということから、公共施設の管理と運営は積極的に指定管理者制度導入、人件費抑制や事業評価のための外部委員による組織の構築とありますが、公共施設の指定管理者制度運営を全体の何%ぐらいと考へておられるのか、あるいはまた人件費抑制を何%ぐらい抑えて、いつごろまで実施したいのか。さらに、この財源の確保いわゆる税収確保についてもお示し願ひたいと思ひます。

五番目、企業誘致については、私から見れば少し消極的ではないかなと思つているわけです。そこで、この企業誘致というものは、確かに今厳しい状況でありますけれども、雇用の拡大あるいは税収の増、地元産品の流通の拡大にも関係すると同時に、企業誘致に用意してある土地の早期売却及び周辺の経済効果にも影響する観点から、重要な施策ではないかと思つてゐるんですが、この辺をお聞きい

たします。

さらに、今までの受け入れ条件を大きく見直し、企業を本市に誘致しやすい環境整備等が必要ではないかというふうにお尋ねしております。

最後までございますが、建昌小学校区のあり方については、昨年十一月、旧始良町小中学校区審議会から出された答申に基づき、慎重に検討を重ねてまいりたいとありますが、具体的にあるいはまた年次の進めていくというふうには私はとらえてるんですが、その工程を示していただきたいと思えます。

○市長（笹山義弘君） 森川議員の御質疑にお答えいたします。

行政サービスは市民生活の向上のために提供されますが、市民の多くはそのサービスを特段意識することなく、日常のこととして毎日を送っておられます。その意味では現在の行政サービスについて、行政の側から、市民の皆様からさまざまな意見や考え方、ニーズを数多くお聞きする機会を持ち、市民の皆さんには市政に参加しているという実感を感じていただきながら、行政は費用対効果を念頭に置き、施策としてのあり方を十分に協議・検討していく必要があります。

地域の特性とその地域が持つ課題を私を初め職員がともに理解し、これからのまちづくりに生かしていくために、現在蒲生地区では地域の役員の皆様からの聞き取り調査を開催し、アンケート調査に御協力いただいているところであります。

また、市長としての執務を定期的に加治木総合支所及び蒲生総合支所で行いながら、時間の許す限り地域の皆さんとお話させていただく機会を設けたり、今回の家畜伝染病口蹄疫の蔓延による市内の

畜産関係者の経済的負担を少しでも軽減するため、今後も関係各部と協議をしながら、迅速な対応を進めていくなど、市民が市役所との距離を意識することのないよう、職員全員が笑顔であいさつ、お声かけを行い、常に市民の側に立った市役所としての役割を果たしていきます。

次に、マニフェストに関する予算化についてお答えいたします。始良市の事業について今後ヒアリングを行い、庁内協議を深め、市民から意見やアイデアをお聞きしながら、事業継続の是非や事業内容を判断・再検討し、歳出の削減に努め、事業によっては新たな財源を確保していくことが必要になります。市民の暮らしやすさの向上を目指し、マニフェストに掲げた事業の中で、旧三町それぞれ着実に効果を上げてきているものは、これを始良市全域に浸透させ、新規事業においては小学校修了前までの医療費助成について今年度中に実施することといたしております。そして、それら以外についても市民の皆様の安全・安心を確保し、住民サービスの向上を図るため、まず着手しなければならぬ事業として、斎場や消防本部、新設小学校、市庁舎の整備などと考えています。

次に、県内で一番暮らしやすいまち始良市実現に向け、将来を見通した投資を行うという件について、お答えいたします。予算上でのどのような形であらわれているかとの御質疑であります。平成二十二年度の予算化は、旧三町が平成二十二年度を見据えて策定いたしました実施計画から継続的な事業を中心に予算化を行いました。

このことは三町の合併協議の中でも議論されたところでありましたし、行政体制の変化を機会に事業中止などすることにより、住民

生活に悪影響を与えないようにとの配慮をすることであります。

今後どのように進めていくつもりかにつきましては、始良市総合計画が策定されるまでは合併協議で議論されました新市まちづくり計画と私の公約とを基本にした実施計画を策定することといたしております。

また、住民の皆様との協働で実施される事業につきましては、実施計画とは別にお示しするなどして、施策の全容を明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、財政改革と財政支出という両面をどのようにとらえているかとの質疑がありますが、この問題は難しい問題でありまして、単に財政改革といえば財政健全化を図ることになるかと思っておりますが、通常は行政改革と一体的に行わなければならないと考えております。一方、財政支出については、歳出の削減・節約を図りながらも施策の重点化を進めて、効果的に予算配分し執行するものであります。どちらも健全な財政の維持に向けた取り組みとして進めていかなければならないものと思っております。

今後、高齢化が進み、保健・福祉・医療など、社会保障費の増大が見込まれるものと考えており、また街並みの豊かさを構成する重要な施設であります道路、公園、文化施設などに対する市民の要望は大きなものがあります。これらの要望に対応できるように、厳しい財政状況ではありますが、健全な財政の維持に努めながら行政運営を進めてまいります。

次に、財源確保についてお答えいたします。さきの神村議員、里山議員にもお答えしましたとおり、公共施設の民間能力の活用による住民サービスの向上や経費節減など、施設としての効果的・効率

的な運営が図られるよう、各施設の運営状況などの検証を行い、対象施設を選定してまいります。

また、人件費抑制につきましては、今後行政改革大綱とあわせて定員適正化計画を策定してまいります。

また、税収の確保につきましては、納税者の公平・公正の原則に基づき、滞納額の圧縮及び自主財源の確保のため、個々の滞納者の状況を把握し、新たな滞納をつくらぬよう努力してまいります。

次に、企業誘致についてお答えいたします。企業誘致につきましては、経済状況の厳しい中でありながら、昨年株式会社NBCメタルメッシュ、九州新進株式会社、株式会社飯塚製作所との立地協定を終え、既に操業を開始している事業所もあります。

また、始良市内には企業誘致に備え、須崎地区公共用地に約八・七ヘクタール、三拾町工業用地に約〇・三ヘクタール、平松物流用地に約一・六ヘクタールの分譲可能な用地がありますので、今後ともトップセールスを含め、企業誘致を積極的に推進してまいります。なお、企業誘致を促進するため、県内他市町と比較しても遜色のない企業立地促進条例、工業開発促進条例及び過疎地域産業開発促進条例により、進出企業への支援を行うこととしております。

次に、建昌小学校のあり方についてお答えいたします。建昌小学校区のあり方につきましては、旧始良町において小中学校区審議会から三点について答申がなされております。

始良市といたしましても、建昌小学校の教育環境を改善していくことは喫緊の課題であると認識しております。そのため、今年度新市の小中学校区審議会を開催し、この答申内容を再度御確認していただき、また新市の総合基本計画の中にも、このことを位置づけ、

住民説明会の実施を計画してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○二九番（森川和美君） 答弁をいただきましたが、まずこの一番目の市民目線のサービスの件ですけれども、ここにお答えの内容いろいろ言われておりますけれども、市民の皆さんからさまざまな意見や考え方、ニーズを数多くお聞きする機会を持ちというふうにございます。あるいはまた、蒲生地区では現在アンケートを調査しておるということ等やら、さらに加治木、蒲生両総合支所等に向きながら市民の声を聞くというふうにあるんですけれども、確かにこの市民の声を聞くというやり方も大事であります。まずこの始良市で、お客様、住民に接する問題について市の中でこのリストというものをつくらないとチェックができないと思うんですよ。いわゆる対応する基準、リストをですね。それをつくっていきながら、そして市民の声を聞いていくという両面をやっていくかだと思います。ただ、聞く、聞く、聞く、そして失礼な話ですけれども、どんないろんな要望とか苦言を呈する方はもう決まっておるんですよ。なかなか言い切らない。だから、八割、九割以上の声を聞くためには、やはりこういったまず庁舎内でリストをつくる。そして、これがいさつがどうなのか、いらっしやいませ、ありがとうございます、おはようございますと。ただ、いらっしやいませだけじゃ、だめなんですよ、今は。経営感覚からいうとですね。

そして、また私が尋ねておるのは、この対応の仕方だけじゃなくて、いろいろあると思いますよね。対話あるいは現場に行く、現場主義あるいは市長室の開放とか、移動の市長室あるいはまちづくりの懇談会、ありとあらゆるやり方があると思うんです。さらには、

今度は財政的な問題、これもこの市民目線というのをある程度決めないかんわけですね。

よく言われる前麻生総理の場合は、「中福祉・中負担」というのをよく使われましたね。いわゆる中サービス中負担ということでしょうから、本市にとってはそこのこの財政支出等の場合に、どこあたりを決めておられるのかですね、大きくサービスをしながら負担は少ししてもらうのか。あるいは大きく、低いサービスをして負担をちよつと緊張してもらおうという、そこの設定をしないと、なかなかこの市民目線のサービス、財政支出というのはわからないと思うんですけれども、そこを一つお聞かせください。その基準がつくってあるのかどうかですね。これがまず一点でございます。

それと、このマネフェストに関する予算化、これも私が先ほど言ったようなことなんです。どの程度の財政支出、どうするのかですね。今先ほど申し上げたように、カナダですかね、Gエイトが行っている。この問題、非常に今盛んに議論されてるんですよ。ギリシャ問題を発端に、緊縮に財政するのか、財政支出をどんどんしながら、その景気をよくする、その地域を活性化する。

今の政府与党でも国民新党と民主党とは全然この開きがあるんですよ。そういったところをどの程度で、それと財源の問題、これも絡まして質疑をいたしますが。市長が盛んに同僚の質疑者に対しての有利な起債を、有利な起債をと盛んに言われておりますよね。しかし、この一方では有利な起債事業は大切でありますけれども、国と我が市のこの借金をふやしていくという面もありますけれども、そのことが果たして始良市の環境に、あるいは財政状況に、住民の状況に、いわゆる適切であるかどうかですね。余り意見が言えないわけ

ですけれども、そういうところはどのようにお考えであるのかですね。

それと、まず着手しなければならない事業として、斎場や消防本部、新設小学校、市庁舎の整備等であると考えておるということなんでしょうが、これ財源が莫大な財源なんですよね。だから、順序的にどのようにお考えおられるのかですね。

そして、現時点でこの例えば斎場、消防、小学校、市の庁舎整備に入っていくとしますと、どれぐらいのこの事業費がかかるのかです、それを考慮しながらある程度ものを描いていかなければ、これは大変な問題になると思うんですよ。お答えを願いたいと思います。

それから、財政の健全化、行政改革、これらについてもいろいろおっしゃっておられますけれども、私がこの行政改革というのは、旧町でも徹底的議論をし、いろいろ決めてこられたと思うんですけども、そろそろ私はそういった審議会とか御意見を聞くところはまだもう打ち切って、トップダウン方式が私はいいと思うんですよ。そこらをどのようにお考えおられるのかですね。

では、人件費抑制等やこの財源確保の問題ですけれども、この人件費抑制について、三、四年前でしたかね、旧自民党政権のころに、総務省から通達が来てると思うんですが、この国家公務員は相当の管理職を削ってきたんですよ。ところが、地方公務員はまだまだ非常に多いという、管理職が。ごらんのとおりたくさんいらつしゃいますよね。議員と一緒に。その辺のところを人件費抑制というふうに公約でも施政方針でも言われておったことで、このことについてどのようにお考えおられるのか、お知らせください。

それと企業誘致ですが、今の受け入れ条件が適切な最大の受け入れ体制の条例というふうにお答えですが、今企業誘致についてはそのほかのを含めて一般質問等でも今用意をしておるんですが、人材の育成、いわゆる企業に人材を、始良市内で果たして有能な人材が確保されるのか、そこらも考えていく時期だと思えます。そのようなことについてお答えください。

建昌小学校の問題ですが、これも住民説明会等を今年度審議会等の開催をして、答申内容を再度確認しながら、市の総合基本計画の中にもこのことを位置づけながら、住民説明会の実施を計画してまいりたいとお答えされておるんですが。そうしますと、建設のゴールを出すのは、来年、下手すりゃ再来年ぐらいになるというふうにとられる部分があるんですけども、そういったことで果たしているのかどうか。もう少し具体的に聞かせください。

○市長（笹山義弘君） 森川議員の御質疑にお答えいたします。

市政運営のあり方についていろいろと御示唆をいただいたようでございます。大変ありがたいことでございます。しかし、市の運営のやり方等々につきましては、それぞれ考え方があろうというふうに思います。市民の声を十分聞きする、そういう中であってはいろいろと聞く機会を多く持って、いろいろと総合公約的に市民の皆様がどのようなお考えをお持ちかということが一番施策を運営する上で大事なことであります。

したがって、私の市政運営の基本理念は現場主義でありますから、すぐに声があればその現場に行って、見て、そして担当課を呼んでいろいろと状況を調べるといったことをやっております。ですから、先日も公園のトイレを見て回りました。特に、旧始良町にお

いては水洗化がなされてないと、大変危険であるという声を聞いております。確かに現場を見るとそうであります。

私が前も申し上げましたように、始良市となりました、市としてのやはりステータス、そして風格というのが必要です。したがって、そのような事業についてもしっかりと取り組んでいかなければならないということを考えましたときに、その一つ一つをリストとして挙げるということではなくて、緊急の課題、それらをしっかりと把握しながら、それは担当課にちゃんと指示をするわけでありますから、そういうことについてこの事業を導入するについては財源はどのように必要かということもあわせながら、昨日の御質問にもお答えしましたように、単年度に財政を急激に圧迫するような運営はできないわけでありますから、そのバランスをとりながら一つ一つ、今まで手をつけられなかった事業があるとすれば、それら一つ一つを確実に実践していくという姿勢であります。そのことがまさに市民視線であります。

それから、マニフェストの関する施設、この財源をどうするのかと。有利な起債、これは有利な財源を探すというのは、これはもう首長に与えられた永遠の課題であります。しかし、その財源とその投下とその事業のあり方等々についてわかりにくいという市民の皆様の声もいただいているところであります。

そういうことから私といたしましては、先日来申し上げておりますように、バランスシート、要するに公会計四表のそのいろいろをもっとわかりやすく、一般家庭の財源に例えて、家庭に例えて資産は幾らあるのか、負債は幾らあるのか、そのようなところをお示しながら、今後の事業運営も図っていききたいというふうに考えお

ます。

また、行政改革、これまで十分論議してきたじゃないかと、もうそろそろトップダウン方式で進めよということですが、また、なかなかこの行革ということについては、話し合いがあったとしてもこの実行がされていないことが多々あります。したがって、人件費の抑制についても、ただ人を減らせればいいとか、ただ給与を下げればよいという問題ではなくて、効率的な行政運営を図る上でどのような機構をつくれればよいか、そしてどのような人員配置をし、どのような給与体制でいけばよいか、その辺は総合的に判断しなければならぬ問題であります。

確かに、国、国家公務員については国は厳しくその縮減も図っているところであります。この流れはある一定方向が来ておりますので、避けては通れない道かと思えますけれども、市民サービスの低下を招くことのないように、市政についてはこのことについてもしっかりと取り組んでまいりたいと思えます。

また、企業誘致の考え方でありますが、企業を誘致する際にまず言われることは、水、土地、そして下水道の問題を含め、そして労働力の問題、そして教育環境の問題、多々あるわけです。そういうことを考えましたときに、私といたしましては、まずその若い世代に住んでいただくその始良市をつくっていくことによって、就労人口をふやそうとしていくわけです。そのことによりまして、今市で有しております企業用地にしてもそういう促進が図っていけるといふふうに考えます。当然、日々の活動、もしくは上京した折には、そういう企業へのアプローチは常にしていく気持ちでございます。

また、建昌小学校の建設問題につきましては、児童数が大変に多くなりまして、八百人を超えております。そういう中で施設が大変狭隘な状況が出てきております。したがって、これはもう建設をしなければならぬという状況があるわけでありますから、建設をするという方向で種々のその審議会を含めて、種々の方針を職員にも、そして教育委員会にもお願いしているところであります。

したがって、このことは建設をするという方向で動いておるわけですが、この十年スパン、二十年スパンで考えた場合に、この仮称松原小地域の人口動向がどうなるのか。そして、その辺をよく判断しながら、どのぐらいの施設をつくればいいのか等々のことも、もう一回よく精査をいたしまして、市の財政と図りながらどのような方法で建設をすればよいのか、含めて今後研究してまいります。そういうことで御理解いただきたいと思っております。

○議長（兼田勝久君） これで森川和美議員の質疑を終わります。

次に、一〇番、和田里志議員の質疑を許します。

○一〇番（和田里志君） 最後になりました。今回から質疑の方法が変わりまして、通告制ということで。そしてまた、順番につきましても抽選という結果になりました。大トリを引かしていただきました。ことは何かと最後に縁があるようでございますが、いましばらく御清聴いただきたいと思っております。

それでは、通告しました内容、議案第三一〇号平成二十二年度始良市一般会計予算につきまして質疑をいたします。

まず、観光拠点づくり委託事業、予算書百二十二ページでございますが、千八十万七千円、これについて具体的な施策とその内容はどのようなか伺います。

二つ目、教育関係施設についてでございますが、小中学校で地上デジタル放送受信対応施設改修工事の必要な学校は何校あるのか。そしてまた、支所、公民館など、その他の公共施設で改修工事の必要なところはほかにないのか。

既に設置されている地上デジタル放送対応テレビの活用状況並びにその必要性について、どのように考えていらっしゃるか伺います。

○市長（笹山義弘君） 和田議員の御質疑にお答えいたします。教育費関係については教育長がお答えいたします。

まず、観光拠点づくり委託事業についてお答えいたします。観光拠点づくり委託料につきましては、ふるさと雇用再生特別基金事業による観光拠点づくりに、NPO法人が取り組みを予定していますので、同法人への委託料の計上であります。

事業の内容は、始良市内の観光拠点や人材を線や面をつなぎ、ツアーとしての商品化や農林水産から商工業・観光地活性化を進めるための人材育成・拠点整備とあわせ、重富海水浴場を拠点に、朝市などの活性化事業に取り組むこととしており、本事業にかかる五人のうち三人は失業者を新規雇用する計画となっております。

次に、支所・公民館など、その他の公共施設での地上デジタル放送受信対応改修工事の必要なところは現在一カ所で、蒲生地区の北中市営住宅の改修が必要と考えております。

○教育長（小倉寛恒君） 次に、教育委員会関係についてお答えいたします。本市の小中学校において、地上デジタル放送受信対応施設改修工事をする学校は、蒲生地区が蒲生小学校及び蒲生中学校、始良地区が重富小学校、始良小学校、建昌小学校、重富中学校、帖佐中学校の計七校でございます。

なお、公民館など社会教育施設については特に改修を要する施設はございません。

また、学校での活用方法といたしましては、デジタルテレビのより鮮明な画像の特性を生かしてパソコンと接続するなど、授業の中で効果的に活用しているところでございます。

以上、お答えいたします。

〇一〇番(和田里志君) それでは、二回目の質問をさせていただきますが、まず観光拠点づくり委託事業、これにつきましては私の認識不足も若干あったかと思うんですが、ふるさと雇用再生特別基金事業による観光拠点づくりにNPOを予定しているというようなことでございます。

事業の内容は、始良市内の観光拠点や人材を線や面でつなぎ、ツアーとしての商品化や農林水産から商工業、観光地活性化を進めるための人材育成、拠点整備とあわせ、海水浴場を拠点に朝市などの活性化事業に取り組むということでお話をいただきました。

このふるさと雇用再生特別基金による事業はこれでいいかと思うんですが、この事業はこれでいいとしまして、それよりも既存のさまざまな観光地資源あるわけですが、それらの例えば道路であるとか、駐車場であるとか、トイレ、休憩所、そういうところのハード面の整備がまず急がれるのではないかなあと思うんですが、その点についてまず第一点。

来年の新幹線開業等を見据えて、その辺のところを一点、お尋ねいたします。

次に、デジタル放送対応テレビの関係でございますが、これはもう前々政権で決まって、そしてまたテレビが設置されて、電子黒板

もだったかと思うんですが、半年以上たつと思われんですが。まず、各小中学校あるいは公民館も含めてですが、いつ設置されたのか。それと、この改修工事が必要であるということでございますが、これはどの時点で、いつわかったのか。わかった時点でなぜすぐ対応できなかったのか、あわせてお尋ねいたします。

テレビを買った、あるいはもらったと。だけれども半年もそれが映らないというようなことは、通常のもう一般の家庭あるいは会社等では考えられないことではないかなと思うのですが、なくてもいいんじゃないかという気もするわけですけども。で、それそれまだ今から工事をしないといけない小中学校があるわけですが、工事をしなくてよかった学校については、これらは既に活用されているのかどうか。このテレビの活用ということで、教育長のほうもパソコンと接続をするなど、授業の中で効果的に活用したいというような答弁をされましたけれども、この改修工事、小学校で二百萬計上されておりますが、これは恐らくテレビが完全に映るようになるための工事だと思っております。どの程度、中学校はあんまりないかと思うんですが、小学校等でリアルタイムでテレビ放送を視聴、聞いているのか、見てるのかということをお聞かせいただきたい。むしろですね、そのデジタル放送そのものよりも、例えば録画したものであるとか、DVD、今で言うですね、教材を放映するためのノートパソコンと、このモニターとしての、テレビそのものじゃなくて、受信機そのものやなくて、モニターとしての活用が現実的には行われているんじゃないかなという気がいたしますが、その辺も含めてリアルタイムのテレビ放送を視聴しているかどうかについてお尋ねいたします。

それと、受信施設の改修工事ですが、予算書でいきますと、今回は小学校だけ二百万という判断でよろしいのか。これは中学校は入っていないのかということですね。そうすると、全教室に恐らくテレビが配置されると思うんですが、であればその二百万で足りるのかですね。実際に、各学校によっても違うんじゃないかと思うんですが、これは現地調査あるいは見積もり等をされてるのかどうか伺います。

それと、このデジタルテレビですが、これはすべてが後づけで電子黒板が設置できるような対応のやつなのか。別途電子黒板も配置されてるようですが、その辺についてもお聞かせください。

二回目は以上です。

○市長（笹山義弘君） 観光拠点づくりのこのふるさと雇用再生特別基金事業による観光拠点づくりについては了といただきましたが、その他について考えを述べよということですが、本市には県下一、二を争う史跡・旧跡が点在しております。それらを有機的に活用して、観光資源に資するよう今計画しておりますけれども、一つの手法といたしましては、道路の整備、それから駐車場の整備としますとかなりの整備費がかかってまいります。ですから、できることからまず手がける計画でありますけれども、考え方の手法の一つといたしましては、やはり旧町にありましたそういう観光資源等々をまずしっかりとチェックいたしまして、そしてそれらを半日コース、一日コースなり、マイクロバス等を活用しての、そして語り部などを乗せた形での観光地めぐりといいますか、そのような点を今考えているところであります。近いうちに新市としての観光マップ的なものもつくる予定でおりますが、具体的事例について

ては担当から答えさせます。

○企画部長（甲斐滋彦君） まず、地上デジタル関係で北中市営住宅の改修の件についてお答え申し上げます。

北中市営住宅につきましては、北中地区には蒲生北中継所というのがあります。この中継所が存続するかどうかで改修工事がしなくてもいい、あるいはするということがあるんですが、現在のところ、この北中の中継所については廃止の方向でありますので、NHKのほうにはそれはどうしても必要ということでは要望をしております。もし、この北中中継所ができなければ、高性能アンテナというのが必要ですので、その対応すべきということで今現在NHKと協議をしているということでございます。

それから、二番目に市長の答弁の中で、観光関係がございました。御質疑の中ではハード面の必要ということがございましたが、現在総合振興計画の策定中でございますので、その中でどのような課題があるのか。それから、その解決に向けてどのような施策があるかというのを調整しまして、実施計画を二十三年度につくってまいりますので、その中で年次的に計画してまいりたいと思っております。

それから、新幹線の対応につきましては、中央駅のほうに観光の掲示板を設置して、観光のPRに努めるということで、それは当初予算の中に計上しているところでございます。

以上であります。

○教育部長（二見康洋君） 和田議員のデジタル放送受信対応施設改修工事に関する御質疑にお答えいたします。

まず、地上デジタル放送につきましては、アナログ放送が平成二十三年七月二十四日をもって終了いたします。このためにデジタル

放送を受信できる施設の整備を昨年からいろんな形で取り組んでいくところですが、テレビを導入したところ、あるいはテレビと連動をする形で使用できる電子黒板を優先的に導入したところ、それぞれでございます。設置を始めましたのは昨年からでございますが、実際それを受信するために、いわゆるデジタル放送を受信できない、難視聴地域といえますか、そういったものがございますので、今回それらの施設について、それぞれの学校につきまして、難視聴地域を解消すると、デジタル放送を受信できるようにすること、施設設備の整備を図ろうということで、今回中学校を含めまして、予算を計上させていただいたところであります。当然今までのアナログを受信をしていたものがデジタルに変わるわけですから、放送受信施設そのものがやりかえをしなければならぬところが、お答えしました七校でございます。順次整備をしていきたいというふうに考えているところであります。

デジタルテレビの活用につきましては、先ほど教育長もお答えしましたが、テレビのいわゆる教育番組等をVTRあるいはDVDに収録をして、それを授業の中で活用していく。あるいは授業の教科指導の中で写真であるとか、データであるとか、そういったものを教材として作成をしたものを、より鮮明な画面を生かして授業の中で効果的に活用している例がございます。あるいは歯科指導での活用あるいは幼児用の番組を録画して体育に活用している、そういった例も各学校からは報告をいただいているところであります。

御質問がありました録画DVDのモニターとしての活用、そのことが主でありまして、いわゆるリアルタイムで番組を見るといのはなかなか難しい。教科の時間の中で活用していくというのはな

かなか難しい面がありますが、VTR、DVDとして視聴するというところで活用を図っているところでございます。

電子黒板につきましても先ほど申し上げましたように、デジタルテレビ等々連携といえますか、接続ができるような形で黒板を購入しておりますので、それらについても活用を図っているところでございます。

直ちに対応ができなかったのかということにつきましては、機器の導入とあわせまして、この施設の整備改修を行ってきているところであり、今年度すべての学校で地上デジタル放送を受信できるという対応になっていくものというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

〇一〇番(和田里志君) この難視聴区域の解消ということで工事をするというような話もございましたが、難視聴区域というのがいつわかったのかというお答えがなかったかと思うんですが、それあわせてまたお聞きしますが。

結局現在も、今までもアナログテレビがあったわけですね。そうすると、それも映ってなかったということなんでしょうか。それと、その活用方法ですが、私が言いました録画したものとDVDとかそういうのが写真とかが多いと、リアルタイムで放送を視聴するケースというのは少ないというようなお話だったかと思うんですが、であれば、あえて、これ全教室多分そういう対応されると思うんですが、そこまでする必要があるのかなという気もいたします。これ中学校のほうは項目を上げてありませんが、これは中学校のほうも改修工事入っていると、予算の中に入っている、すべてで二百万ということ、あつ、二百万は小学校ですね。九百万の中に中学校のほ

うの工事も入ってるということの認識でよろしいんでしょうか。

それと、あわせてこれ補助金対象になってるのかどうか、それもお答えいただきたいと思います。

そういうことで電子黒板の話もしましたけれども、電子黒板であっても、それを実際にこの教育現場で使いこなせる先生がどれだけいらっしゃるんだろうかという気がするわけですが。

先般も南日本新聞にも載っておりましたが、鹿児島市の山下小学校で公開授業があつて、市の、鹿児島市の教育委員の方々が視察されたというようなことも新聞に載っております。その電子黒板等を利用するについて、先生方の研修みたいなのを予定されてるのか何かそういうあれがあるのかどうかですね。せっかく多くの税金を投じて設置される、あるいは設置されたデジタル放送対応のテレビ、そしてまた電子黒板ですから、子どもたちが、生徒たちが、子どもたちの興味や関心を高めるその一つのおもしろい授業のために、あるいはまた地域の公民館活動などに効果的に役立てていただきたいと思つてゐるんですが。

ある公民館では設置されたままきちんとカバーがかぶつて、まだ一回も電源も入れたこともないというようなところも聞いております。今度何か健診があるときにビデオを見せようかと、そういうところもあります。現実的にそういうところ、特に公民館あたりについてはそのようなところが多いんじゃないかと思つております。

そしてまた、中学校では移動式とはいえ邪魔になつてしまうがなれらんだら各教室要らないと。移動式だから各階に一つあればいいという現場の生の先生方の声もお聞きしております。ただ、こ

れは国の施策でこうして導入したわけですから、これらをちゃんと使えるように、活用できるように、今後の利用についてどのように考えていらっしゃるか、最後にお聞きして終わります。

○教育長（小倉寛恒君） ただいまの御質問でございますけど、デジタル放送のテレビあるいは電子黒板の活用の仕方につきましては、すべての学校、もちろん調査もしておりますけども、すべての学校の授業の中で取り組んでいるところでございまして。特に、電子黒板については、学校訪問の際の授業参観などでよく注視しておるところでございまして、例えば理科の実験などにおいて、教師の指導、例えば手元の顕微鏡を見せるために非常に大きな電子黒板を使つて、みんなが見えるような形でやつてるとか、あるいはグループ学習の中で一つ一つのグループの発表を接写して、それを大きく拡大して見せるとか、そういった活用方法を実際にやつているところがございます。具体的に学校の中でその電子黒板あるいは既にデジタルテレビ導入されている学校で活用されていないというところはなないというふうに考えております。

今後も校内の研修会などにおいて、教育委員会の指導主事を派遣するなどして、もっとより効果的な活用方法ができるように指導してまいりたいと思つています。

なお、公民館の活用につきましては、非常に不活発だと。使われてないということがございますので、今後社会教育課の社会教育において研修会を実施して、公民館での利用も活発になるように進めていきたいというふうに考えております。

ほかの難視聴区域はいつわかつたのかと。あるいは今のアナログが映らなかつたからかとかいうことにつきましては、担当部長に続

いて答弁させます。

○教育部長（二見康洋君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、アナログ放送につきましては映っていたわけですが、デジタル化されたことで、いけばUHFといいますが、の電波の受信が困難であるということでの対応として受信施設を修正といえますか、改めるものでございます。

なお、中学校の関係につきましては、予算書の百七十八ページ、中学校費の中に工事請負費を計上しておりますが、この中の二百万円を充てる予定でございます。

それから、公民館等での活用につきまして、現在私どもが聞いておりますのは、例えば園芸の講座のときに、講師の先生が御自分で撮られた写真といえますか、DVD教材等を持ってきて、それを使っていらつしやるということで、放送を受信しての講座を開校した中で、例えば実際そのテレビを見てということではなくて、やはり利用としてはDVD等の活用が主であるというふう聞いております。

以上、お答えとします。

○議長（兼田勝久君） これで、和田里志議員の質疑を終わります。

以上で、日程第一、議案第四五号から日程第二二、議案第四八号までの質疑を終わります。

これより議案処理に入ります。

お諮りします。日程第一、議案第四五号政治倫理の確立のための始良市長の資産等の公開に関する条例制定から日程第七、諮問第三号人権擁護委員の推薦につき意見を求める件までの七案件について

は、会議規則第三十七条第三項の規定により、委員会付託を省略し審査したいと思えます。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、日程第一、議案第四五号から日程第七、諮問第三号までの七案件については委員会付託を省略することに決定しました。

日程第一、議案第四五号政治倫理の確立のための始良市長の資産等の公開に関する条例制定の件について討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第四五号政治倫理の確立のための始良市長の資産等の公開に関する条例制定の件を採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第四五号政治倫理の確立のための始良市長の資産等の公開に関する条例制定の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第二、議案第四六号始良市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第四六号始良市過疎地域産業開発促進条例の一部を

改正する条例の件を採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第四六号始良市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第三、議案第四九号始良市監査委員の選任について議会の同意を求める件について討論を行います。討論はありませんか。

○五番（田口幸一君） 議案第四九号に賛成の立場で討論を行います。

梶氏は今度市長が導入されます連結財務諸表等の作成、それから行政評価方式等の導入を詳しくやっていくという市長の施政方針にも出ておりますが、また梶氏は若さ豊富な実績を持っておられる人望のある方だと私は考えます。個人的にも始良町商工会館でこの梶氏の税理士としての、また経営とか、そういうことについての話を私は二回聞いたことがあります。すばらしい持論を持っておられます。よって、また始良市の監査業務がこの梶氏が監査委員につかれることによってよい方向に私は向かうと確信し、この議案第四九号に賛成をいたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

これから議案第四九号始良市監査委員の選任について議会の同意を求める件を採決します。この採決は会議規則第七十三条の規定に

より、無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（兼田勝久君） ただいまの出席議員は二十九人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に湯之原一郎議員、法元隆男議員、有馬研一議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（兼田勝久君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（兼田勝久君） 異状なしと認めます。念のために申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により、否とみなすことになっております。

なお、設置してあります記載台を使用願います。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼・投票〕

一 番 本村 良 治 議員

二 番 笹 井 義 一 議員

二七番	桃木野幸一議員
二六番	横山弘議員
二五番	萩原哲郎議員
二四番	堀川広子議員
二三番	湯川逸郎議員
二二番	新福愛子議員
二一番	隈元康哉議員
二〇番	谷口義文議員
一九番	神村次郎議員
一八番	玉利道満議員
一七番	上村親議員
一六番	東馬場弘議員
一五番	堂森忠夫議員
一四番	河東律子議員
一三番	里山和子議員
一二番	出水昭彦議員
一一番	竹下日出志議員
一〇番	和田里志議員
九番	森弘道議員
八番	有馬研一議員
七番	法元隆男議員
六番	湯之原一郎議員
五番	田口幸一議員
四番	安田久議員
三番	湯元秀誠議員

二八番 川原林 晃 議員
二九番 森川 和美 議員

○議長（兼田勝久君） 投票漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。湯之原一郎議員、法元隆男議員、有馬研一議員の開票立ち会いをお願いします。

「開 票」

○議長（兼田勝久君） 投票の結果を報告します。

投票総数 二十九票

有効投票 二十九票

無効投票 〇票

有効投票のうち 賛成 二十七票

反対 二票

以上のとおり賛成多数です。よって、議案第四九号始良市監査委員の選任について議会の同意を求める件は同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

「議場開鎖」

○議長（兼田勝久君） 次に、日程第四、議案第五〇号始良市監査委員の選任について議会の同意を求める件について討論を行います。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第五〇号始良市監査委員の選任について議会の同意を求める件を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。議案第五〇号始良市監査委員の選任について議会の同意を求める件は同意することに決定しました。

次に、日程第五、諮問第一号人権擁護委員の推薦につき意見を求める件から日程第七、諮問第三号人権擁護委員の推薦につき意見を求める件の三案件を一括議題とします。

ここでしばらく休憩します。

午前十一時三十九分休憩

午後 一時 十分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開催しました全員協議会で、諮問三件の意見書がまとまりましたので、お手元に配付しました意見書のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第一号及び諮問第二号、諮問第三号の人権擁護委員の推薦につき意見を求める件は、お手元に配付しました意見書のとおり答申することに決定しました。

次に、日程第八、議案第三一号平成二十二年度始良市一般会計予算から日程二五、陳情第五号（仮称）始良市中央弓道場設置につい

てまでの十八件については二十四日に配付しました議案処理一覧のとおり所管の常任委員会に付託します。

ここでしばらく休憩します。

午後 一時 十二分休憩

○議長（兼田勝久君） お諮りします。ただいま笹山市長より、議案第五一号始良市副市長の選任について議会の同意を求める件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第一として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。議案第五一号始良市副市長の選任について議会の同意を求める件を日程に追加し、追加日程第一として議題とすることに決定しました。

△追加日程第一 議案第五一号始良市副市長の選任について

議会の同意を求める件

○議長（兼田勝久君） 追加日程第一、議案第五一号始良市副市長の選任について議会の同意を求める件を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

「市長笹山義弘君登壇」

○市長（笹山義弘君） 議案第五一号始良市副市長の選任について議会の同意を求める件につきまして、御説明を申し上げます。

本件は、始良市副市長として西慎一郎氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

西氏は参考資料に記載しておりますように、鹿児島県庁に入庁後、数々の要職を歴任され、平成十九年四月には総務部市町村課長補佐として県内市町村の指導にあたられ、平成二十一年四月、商工労働部参事に就任。本年四月には、市町村体制支援担当として総務部参事に就任され、現在に至っております。

今回、まさに県内の市町村体制支援の最前線で御活躍される中、新市「始良市」の副市長として招聘するものであります。

西氏は始良市東餅田にお住まいであり、現在五十五歳、新生「始良市」にとりましては、その若さ、人格、経験ともあわせまして卓越した識見と指導力を高く評価し、その行動力に期待するものであります。

このような観点から、「県下で一番暮らしやすい市、始良市」を担う副市長として最も適任であると確信し、提案するものであります。

よろしく御審議の上、同意くださいますようお願いいたします。

○議長（兼田勝久君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

○五番（田口幸一君） 今提案理由の説明で、この略歴のところ同志社大学文学部卒業となっておりますが、四点ほどお尋ねをいたします。

任期は何年何月までか。

二つ目には今も申し上げましたが、略歴から判断して技術吏員ではなく事務吏員だと考えますが、この西慎一郎氏の得意分野は特に何か、お伝えください。

それから、この前の条例で、この副市長二人以内とするというこ

とで原案可決になったわけですが、笹山市長の今回は一人この西氏が提案になったわけですけど、笹山市長の任期中は、二人目の提案はなされないのかお尋ねをいたします。

それと、今、年齢五十五歳、始良市在住、東餅田在住ということでございますが、五十五歳ということで県庁職員を完全に退職して来られるのか。それとも別なあれで、その辺の取り扱いはわかりませんが、出向というような形で来られるのか。また、やがては県庁のほうに帰っていかれるのか。その四点をお尋ねをいたします。

○市長（笹山義弘君） 田口議員の御質疑にお答えいたします。

一点目は、西氏におかれましては、私も新市始良市として今からいろいろと新市の形を整えるべく総合計画を初め、貸借対照表——バランスシートです——ほかいろいろと行財政改革などに今から取り組んでいかねばなりません。

そういう中で新市を形成するに当たり、新市の発展に寄与する人材をとかねてより県のほうにも御相談申し上げておりましたところ、本氏におかれては行政のスペシャリストであるということで、県も強い御推薦をいただきましたので、ぜひそのような形で新市まちづくり及びいろいろと本市が抱えている課題に積極的にかかわっていただきたいという思いでいるところであります。

また、一般の質疑でもお答えしましたように、本市に課せられた課題はたくさんございます。その中で先ほどの質疑でお答えしましたように、新市にあるべく施設としていろいろと建設せねばならない等々もございます。そういう関係から技術方面にも明るい、そういう必要性が生まれましたら、副市長をもう一人お願いする必要があるというお願いしようと考えているところであります。

また、期間でございませけれども、県との協議の中で、一応新市まちづくりの基礎づくりにどうしても陣容が欲しいというお願いをしております、一応一年九カ月、これでお認めいただきますと、一年九カ月の任に当たっていただくという形になるうと思えます。また、そういうことから五十五歳でございませるので、県職としての定年までは間がございませ。そういう意味で、一人は教職と同じ、割愛の形になるうかと思えますが、一人は退職の形になるうと思えますが、将来的には県庁にお帰りになるうかということになるうと思えます。

○五番（田口幸一君） その得意分野とかそういうのもわかりました。三点目の二人目の提案はじっくり後もって考えて提案をするうか。

この西慎一郎氏の任期は、今一点目の質疑で一年九カ月ということでした。そして、またやがては一年九カ月過ぎたら県庁のほうにお帰りになるうかですが、一年九カ月の間に笹山市長を支えているいろいろ始良市のまちづくり、今私書きとめたんですけど、貸借対照表、それに含めた財務諸表連結表とか、そういうのもあたっていただくと思うんですけど。なぜこの一年九カ月というふうになつたんでしようか。その辺のところをお聞かせください。

○市長（笹山義弘君） いろいろな行政も副市長なり副町長なりを選任する際に、県にお願ひする事例も多いかと思えますが、県との協議の中で、県の人事担当の職員と協議をする中で、原則、ルールといたしまして二年、一期二年を一応考えているということでありました。

本市におきましては、合併が三月二十三日でありましたけれども、

市長選挙が四月二十五日実施され、私の任が四月二十六日からでありました。それから、その任用について、人となりについて御相談を申し上げました関係で、本議会での提案ということになりました。そういう関係から二年ルールを充当いたしますと、再来年の三月にはお返ししないといけないということが予想されますので、そのような年月になつたわけでありませ。

○五番（田口幸一君） もう一回お尋ねできると思ひませが、一年九カ月で県のほうとしては二年ルールと言われませたけど、またこの一年九カ月後に始良市で笹山市長を支えて仕事をしていたかどうかになるわけですけど、先のことですけど、一年九カ月後、また同じような形でこの県庁の職員を、先のことですけど、提案されるのかどうか、そこ辺のところを笹山市長の考え、思ひをお聞かせください。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

先ほどからいろいろと申し上げておりますように、始良市は新市であります。新市始良市としてたくさん課題を抱えているわけでありませが、そういう中にありませ、いろいろと新市としての基礎となる大切な四年間のうちの、また二年間ということになるうかと思ひませ。そういう中にありませ、どうしても県なり国なりのお知恵をたくさんいただかなければならないということをお願ひしております。また、改革も思ひ切つてしなければいけませない状況もあるやもしれませ。そういうことを考えませたときに、やはり県のいろいろとお立場があり、いろいろとその辺のパイプ役といひませか、そういうお立場の方が、始良市にとって最良であろうということの判断から今回お願ひしていることでありませ。

約二年後のことにつきましては、その後の人選ということになりますので、その時点で一番適任であるという方をまたお願いしたいというふうに考えます。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はありませんか。

○二九番（森川和美君） 今回の副市長の件につきましては、私が思ったとおりだったと。始良市内から、旧始良町内からですね、それと県から必ず持つてくるだろうと。さらに、市長よりも若い方だと。私、この三つを自分で決めとったんですよ。そのとおりだったから、歓迎をしておりますながら二つお尋ねしたいと思います。

まず、先ほどの同僚議員の質疑に対して、県のほうに御相談をされたということで、この西氏が一番適任者だということなんです、そのほかには、あるいは後援会とか、あるいは側近である総務部長あたりとか、そういう部連の方等の御相談はなされなかったのかどうですね。それと、改革をしていただくというふうなお話でしたが、主にどのような中身、仕事を考えておられるのかですね。

三点目は、今の答弁の中にたくさん課題があるということと、改革をしていただくということで、言われる割には一年九カ月というのは非常に半端じゃないかと思うんですが、先ほどのお尋ねと少し重複する部分もありますが、もう少しわかりやすく時間をかけてお答えください。

○市長（笹山義弘君） 副市長の選任に当たっては、これは私に与えられた人選については権限でございますから、いろいろと各方面御相談はしたところであります。そういう中で、先ほど来お答えしておりますように、新市ということでありますから、今までの歴史を継承しながらということもありますけれども、始良市としての

新たな歴史を刻んでいかなければならないといたしましたときに、今ほども大変始良市の機構の問題とかを含めて、いろいろと市長としての判断を、方向性を示すといういろいろな問題があるわけであります。

そういう中であって、特にこの始良市の方向をつくる中で、そういう分野において、より専門性のある方を来ていただくことによつて、この大事なまちづくり計画などの大切な機構基本をつくる、基礎をつくる、その時期に、私として一番求めていたその最適任者が県より御推薦いただきましたので、大変喜んでいるところであります。そういう意味で、私と一緒になってそれらの幾多の作業については十分に協議を、話もさせていただきましたが、一緒になって汗をかいてくださるということでありますので、その今まで培った英知を十分に活用していただけるものというふうに考えているところであります。

改革をすると言いましても、その方向性をいろいろとどのようにこの始良市の市としての風格、そして機構をつくりあげていくかということにつきましては、この特に四年のうちの二年が私は特に大事であるということを考えました。そういう意味で、その基礎の基礎をつくる大切な時期でありますので、そういう意味で方向性を決める大切な時期であるだけに、そのようなお願いをしたことでもあります。

したがいまして、その方向性、十分に現市役所職員と一緒になつてつくるわけがありますが、その方向性が決まりますと、あとは実務的には市職員が丸となって取り組んでまいりますので、私としてはその一年九カ月の間にいろいろと県なり、お知恵をいただいで、

その基礎づくりをしていきたいということを考えておりますので、この間で十分であろうというふうに考えております。

○二九番（森川和美君） 了解。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

○一三番（里山和子君） 今回、県庁現職を出向という形で副市長にということのようですけれども、二年間の、あつ、一年九カ月ということですのでけれども、その後もまた県庁現職を持ってこられるおつもりなのかどうか。それと、現職でなくても、始良町には県ないし、鹿児島市あたりでも幹部、行政経験の豊富な方々を私も二、三知ってはいるんですけれども、そういう退職された方々を採用するという四年間という手もあったと思うんですけれども、現職からこれ二年間というふうなことにされた、そのあたりの理由はこういうことだったのかですね、お聞かせいただきたいと思えます。

それから、政策に何か強い人というふうなことでありましたけれども、特にどういう政策を市長が主に考えて採用されたのかどうか。それと、二人副市長にということも想定されておられるようですけれども、結構人件費もかかることですので、年間のボーナスなども含めて給与総額は一年間で大体どのくらいになるのでしょうか。一応質疑いたします。

○市長（笹山義弘君） 県のいろいろとお知恵をいただくとしても、OBの方でも多くおられるのではないかと御質疑でございますけれども、私といたしましてはその方向も考えたところでありますけれども、より現職であるということの強み、このことが一番であります。県との強いパイプがあられるということによりまして、特にここに経歴に書いてございますように、本市の職員も何人もこ

の方に指示を仰いでいろいろと財務、税制等を学んだというふうにも聞いておりますし、何よりも今、県でついておられる仕事も、今年度からでき上がりました市町村体制支援担当としてお務めでございます。大変県としても重要なポストということについておられるところを、もう無理に無理をお願いをして、私も招聘、始良市に来ていただきたいということをお願いしたところでもあります。県のほうもこの職員を出すについては大変な苦勞をなさっておられるところでもあります。そこをあえて無理をお願いをしているということもあります。

したがって、大変御認識いただきたいのは、県の重要なポストにある方をあえて始良市のためにお願いをしたということは御理解いただきたいと思えます。

○総務部長（前島利春君） 本年度約一千万円程度になるようでございます。

○一三番（里山和子君） 一応……

○議長（兼田勝久君） 質疑してください。

○一三番（里山和子君） はい、議長。一番上で言ったんですけれども、その一年九カ月が終わったらまた県庁現職を次の人をというふうなことで探されるのでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 質問、答弁漏れとしてお答えいたします。その時期になりましたら、その時期でまた適任者を考えるということでもありますので、そのことも含めて検討したいというふうに考えます。

○議長（兼田勝久君） いいですか。ほかにございませんか。

○二二番（新福愛子君） 一点だけお尋ねいたします。

西氏が選任された場合、一年九カ月の任期ということが今確認されたわけですが、素朴な疑問で申しわけないんですが、任期終了後に退職金というものは発生するもんなんでしょうか。どうでしょうか。

○総務部長（前畠利春君） 当然退職手当組合等に負担金をお支払いしますので、発生いたします。

○議長（兼田勝久君） いいですか。

○二二番（新福愛子君） 済みません。それでは、ちなみに金額としてはどのぐらいの退職金になるのでしょうか。

○総務部長（前畠利春君） 算定の仕方につきましては、退職手当組合等で算定するわけですが、おおむね百九十万円程度ではないかと思えます。

○二二番（新福愛子君） 結構です。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。いいですか。質疑ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第五一号始良市副市長の選任について議会の同意を求める件は、会議規則第三十七条第三項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第五一号始良市副市長の選任について議会の同意を求める件を採決します。この採決は会議規則第七十三条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（兼田勝久君） ただいまの出席議員は二十九人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に森弘道議員、和田里志議員、竹下日出志議員を指名します。

投票用紙を配ります。

「投票用紙配付」

○議長（兼田勝久君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

「投票箱点検」

○議長（兼田勝久君） 異状なしと認めます。念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により、否とみなすことになっております。

なお、記載については、設置してあります記載台を使用願います。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み

上げますので順番に投票願います。

〔事務局長点呼・投票〕

- 一 番 本村良治 議員
- 二 番 笹井義一 議員
- 三 番 湯元秀誠 議員
- 四 番 安田久 議員
- 五 番 田口幸一 議員
- 六 番 湯之原一郎 議員
- 七 番 法元隆男 議員
- 八 番 有馬研一 議員
- 九 番 森弘道 議員
- 一〇番 和田里志 議員
- 一 番 竹下日出志 議員
- 一 番 出水昭彦 議員
- 一 番 里山和子 議員
- 一 番 河東律子 議員
- 一 番 堂森忠夫 議員
- 一 番 東馬場弘 議員
- 一 番 上村親 議員
- 一 番 玉利道満 議員
- 一 番 神村次郎 議員
- 二 〇番 谷口義文 議員
- 二 一 番 隈元康哉 議員
- 二 二 番 新福愛子 議員
- 二 三 番 湯川逸郎 議員

二 四 番 堀 広子 議員

二 五 番 萩原哲郎 議員

二 六 番 横山 弘 議員

二 七 番 桃木野幸一 議員

二 八 番 川原林 晃 議員

二 九 番 森川和美 議員

○議長（兼田勝久君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。森弘道議員、和田里志議員、竹下日出志議員の

開票立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（兼田勝久君） 投票の結果を報告します。

投票総数 二十九票

有効投票 二十九票

無効投票 〇票

有効投票のうち 賛成 二十五票

反対 四票

以上のとおり賛成多数です。よって、議案第五一号始良市副市長の選任について議会の同意を求める件は同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

△散 会

○議長（兼田勝久君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって散会とします。

なお、次の会議は七月八日、午前十時から開きます。

○事務局長（有江喜久雄君） 御起立ください。一同、礼。

午後一時四十六分散会